

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令

案要綱

第一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の借入金^(一)の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を機構の資本金及び準備金の額の合計額の一・五倍に引き上げること。
(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)